

【消費生活の窓口から】

架空請求の相談 急増中！

～心当たりのないハガキやメール、SMSに反応しないようにしましょう！～

全国の消費生活センター等で平成 28 年度は約 8 万件だった架空請求の相談が、平成 29 年度は約 1 8 万件で 2 倍以上に急

増しています。

【例】

- ・身に覚えのない料金を請求する電子メール、SMS（ショートメッセージサービス）が届いた。
- ・未納料金を支払わないと訴訟手続きを開始すると書かれたハガキが届いた。
- ・未納料金があると電話がかかってきた。

【アドバイス】

1. 未納料金を請求されても、決して相手に連絡しないようにしましょう。
2. コンビニに行くように指示されても、決して応じないようにしましょう。
3. 不安に思ったり、トラブルにあった場合には、すぐに消費生活相談窓口、消費生活センター（局番なしの 1 8 8）や警察（警察相談用電話 # 9 1 1 0）に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口(住民税務課 住民 G 内) ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3